

# 消費生活

## 若者を狙う悪質商法にご用心！

### 18歳（成人）になったら契約も一人前！

未成年を理由とした契約の取り消しはできません。

「断る勇気」「早めの相談」が大事です。

## こんなトラブルに気をつけて！

### ワンクリック請求

アダルトサイトなどで無料動画を見ようとして、クリックしていったら「登録完了」となり、高額な料金を請求される手口です。表示された連絡先には、絶対に連絡してはいけません。

### マルチ商法（ネットワークビジネス）

「人に紹介すれば報酬を得られる」「誰でも簡単に儲かる」などと勧誘し、商品やサービスを契約させる商法です。投資や副業などを勧誘する「モノなしマルチ」が増加しています。

友人や先輩だけでなく、SNSやマッチングアプリで知り合った人からの勧誘もあります。事業者の実態や仕組みが分からないもうけ話には関わらないようにしましょう。



（消費者庁イラスト集より）

### 美容医療サービスのトラブル

体験やカウンセリングのつもりで出向いたところ、強引な勧誘で高額なコース契約やエステ機器を購入してしまった。また、カウンセリング当日の施術を勧められて、リスクを十分に認識しないまま契約し、トラブルになることがあります。金額や内容に不安がある場合は、安易に契約せず、きっぱり断りましょう。

## 覚えておこうクーリング・オフ制度

契約後、冷静に考えた結果、必要ないと判断した場合、一定の期間内であれば無条件で解約できる制度です。ハガキや電子メール等による通知で行います。

### クーリング・オフできる取引の期間と種類

期間	取引内容
8日	訪問販売・特定継続的役務提供（エステ、美容医療）等
20日	マルチ商法 等

※店舗での購入やネット等での通信販売の場合、クーリング・オフできません。  
返品条件等をよく確認してから、購入しましょう

## 多重債務を知っている？

手軽でキャッシュレス決済に欠かせないクレジットカード（商品代金を後払いにするショッピング機能とお金を借り入れるキャッシング機能など）ですが、手元や口座にお金がなくても買い物できるということは、借金をしていることと同じです。特に**リボ払い**は、借入残高に対して常に手数料が発生するため、手数料負担が大きくなりやすい点に要注意です。気がついたら借金が雪だるま式に膨らみ、多重債務に陥る危険性があります。

また、安易に友人や親族に名義を貸したり、保証人にならないことも大切です。返済が困難になる前に、「本当にそのお金が必要なのか」考えて行動しましょう。

保証人	本人が借金を返せない場合、自分が代わりに返済しなければならない
連帯保証人	保証人よりも責任が重く、借りた本人と同じ立場で支払義務のある人

商品・サービス・契約トラブルで困ったら、まず相談！

電話・直接来所どちらでもOK

高松市消費生活センター 高松市役所1階

（相談窓口）087-839-2066

受付時間：月～金曜日8時30分～17時（祝日・年末年始を除く）